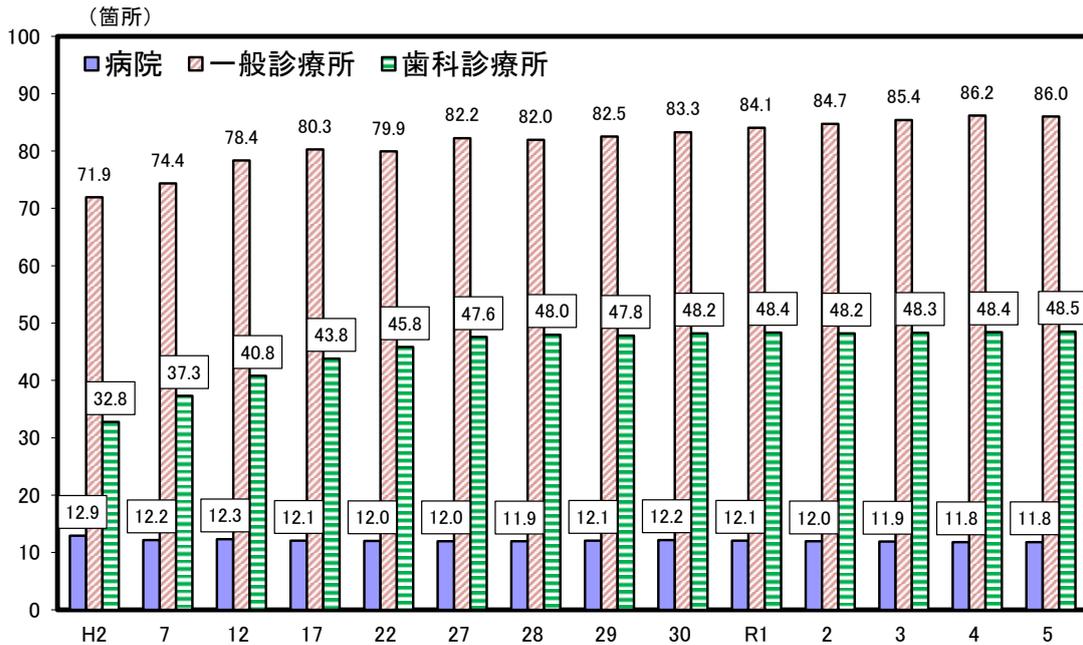


熊本県の十万人当たり医療施設数の推移



解 説

【概要】

令和5年の県内の医療施設数は2,501か所、前年より15か所減少した。これを医療施設別にみると、病院が202か所、一般診療所が1,470か所、歯科診療所が829か所であった。

令和5年までの最近の十万人当たり医療施設数の推移をみると、病院は平成2年からほぼ横ばいであり、歯科診療所も平成28年までは増加傾向であったものの以降はほぼ横ばいである。一般診療所は平成2年から増加傾向であるが、令和5年は前年からやや減少した。

○病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。

○一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

○歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

○病院の病床数

医療法に基づき使用許可を受けているもので、病院のベッドの数。

○救急告示病院

救急病院等を定める省令に基づき、県知事が認定・告示した医療機関で、次の基準に該当するもの

- (1) 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時待機していること。
- (2) エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。
- (3) 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。
- (4) 救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。

資料 出 所	調 査 期 日	調 査 周 期
「医療施設調査」 厚生労働省	令和5年10月1日	毎年